

令和5年度第3回兵庫県入札監視委員会会議 議事概要

開催日及び場所	令和6年3月22日(水):TV会議(オンライン開催)		
委員	塚本隆文(元兵庫県代表監査委員) 興津征雄(神戸大学大学院法学研究科教授) 川島富士雄(神戸大学大学院法学研究科教授) 白子雅人(弁護士) 大内美香(公認会計士)		
対象期間	令和5年8月1日から令和5年11月30日まで		
事務局報告			
議案1 入札及び契約手続の運用状況等に係る報告等について			
対象工事の件数	844件	対象期間中の指名停止件数	6件
対象工事の契約金額合計	66,279,821千円	対象期間中の資格制限件数	0件
対象工事の平均落札率	91.8%	対象工事:対象期間中に契約締結した契約予定金額250万円超の工事	
議案2 抽出した工事の入札及び契約手続に係る審議について			
抽出案件の総数		3件	
うち	一般競争入札	1件	
	公募型一般競争入札	0件	
	制限付き一般競争入札	1件	
	指名競争入札	1件	
	随意契約	0件	
委員からの質問・意見及びそれに対する回答	質問・意見	回答	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	無し		

No.	質 問 ・ 意 見	回 答
1	<p>事務局報告 令和5年度第2回兵庫県入札監視委員会会議 の議事概要について</p>	
2	<p>議題 議案1 入札及び契約手続の運用状況等に係る報告等 について (令和5年8月1日から令和5年11月30日 までの入札・契約状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路公社の予定価格漏洩案件について、どの ような経緯で発覚したのか、またこれを受けて 県内部でのコンプライアンス体制強化の取り組 みは。 ・指名停止の一覧については、県が関わったも のが対象か、それとも全国から情報収集してリ ストアップしたものか。 ・随意契約で落札率が100%のものがあるが、理 由を確認、分析しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・警察の内偵があったと聞いている。 この結果を受けて、公正取引委員会等の専 門の職員の方を講師とした特別研修を入札工 事担当の職員全員を対象として実施した。 ・兵庫県の名簿に掲載されている業者を対象 に他都道府県や整備局から情報を得るとか、 公正取引委員会の発表に基づいて指名停止を 行っている。 ・前回の落札金額、他の類似工事の落札金額 を参考に応札されたと考えている。また、労 務単価や歩掛かり等の内容を可能な限り公表 していること、受注者側の積算能力も高まっ ていることから、予定価格と同額で入札され たと考えている。
3	<p>議案2 抽出した工事の入札及び契約手続に係る審議 について (1) 一般競争入札 ア 病院局企画課発注 県立がんセンター建築その他工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事費がかなり大きな規模の工事であるとい うことの中で、入札参加が1者だけであったの はなぜか。 ・1者になってしまった場合、公正性の担保と いう観点からはいかがか。 ・これだけの大きな工事で99%と非常に100%近 い率になるというのは何故か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関西において受注工事が多い関係で、おそら く技術者や技能者の確保が難しいというこ とで、1者になったと推測される。こういった大 型の病院の工事の関係で過去にも発注してい るが、応札者が少ない傾向にある。 ・この条件で広く公募した結果1者しかなか ったということであり、公平性はこの条件で 応札したということ担保されていると考えて いる。 ・推測でしかないが、兵庫県は病院の建て替え を続けてきているので、その結果から業者が推 測して適正な積算をしたのではと考えている
	<p>(2) 制限付き一般競争入札 ア 但馬県民局（養父土木事務所）発注 十二所澤線 舗装修繕工事（船谷工区）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・44者入札のうちの43者が失格で、一番高額 のところ1者だけ残った理由は 	<ul style="list-style-type: none"> ・落札したい業者は最低制限価格を狙って くるが、今回のランダム係数が高い方に出た

<ul style="list-style-type: none"> ・ランダム係数をかけた結果1者以外全部失格になるような場合は、これをもう一度見直すというやり方で複数の事業者が入ってくるような運用は考えられないか。 	<p>め、多数が最低制限価格を下回り、たまたま1者だけが上回ったと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の規定の中では、1者でも通常の想定してる金額の範囲内にいた場合についてはそのまま有効としている。ランダム係数は全国で10数府県実施しているが、大体同じような考え方になっている。
<p>(3) 指名競争入札 ア 中播磨県民センター（姫路土木事務所） 発注 広畑青山線 ポンプ室建築工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どういう場合に、地元業者に限るという指名が行われるかということとその根拠について教えてほしい。 ・3回入札まで決まらなかったということで、なかなか引き受け手がいない工事だと思われるが、例えば地元ではない業者まで拡張したとしても、この手の工事というのは、業者には人気がない工事なのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する土木事務所発注の指名競争については地元の管内の事業者を発注していくということであと事業者の数、地域はそういう選定であり、1000万円未満のものについては10者とか、1000万から3000万につきましては12者など金額によって選定する指名業者の数は内部の規程による。 ・工事が小規模であったということが挙げられる。材料の調達、輸送そういった手間或いはコストを考えると、地元の方が有利であろうと考えられる。一方で、小規模でありすぎるがゆえに利潤が少ないので、価格が県の想定と合わなかったと考えている。
<p>その他：政府調達に関する苦情処理及び建設工事に係る再苦情処理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の対象期間にはなかった旨、事務局から報告した。 	